

第76号（令和3年8月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<b>横浜市報</b>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

## 目次

頁

## [条例]

- △ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例【市民局市民情報課】 5

## [規則]

- △ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局生活支援課】 6
- △ 横浜市公園条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局公園緑地管理課】 7

## [告示]

- △ 公印の改刻及び廃止【総務局行政マネジメント課】 8
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 9
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 10
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 11
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 13
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 14
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 19
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 20
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 21
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 23
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 24
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 26
- △ 同 28
- 【健康福祉局こころの健康相談センター】
- △ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】 29
- △ 地籍調査の実施【環境創造局地籍調査課】 30

## [公告]

- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 31
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】 32
- △ 同 【環境創造局水・土壌環境課】 33
- △ 土地改良区の役員退任の届出【環境創造局農政推進課】 34

△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	35
△	下水道排水設備工事責任技術者に係る更新講習の実施【環境創造局管路保全課】	36
△	下水道排水設備工事責任技術者試験の実施【環境創造局管路保全課】	37
△	横浜国際港都建設計画火葬場の市素案に係る公聴会の中止【建築局都市計画課】	38
△	マンション建替組合の理事長の氏名及び住所【建築局住宅再生課】	39
△	建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	40
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	41
△	同【建築局調整区域課】	42
△	同【建築局調整区域課】	43
△	同【建築局調整区域課】	44
△	同【建築局調整区域課】	45
△	同【建築局調整区域課】	46
△	同【建築局調整区域課】	47
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	48
△	同【建築局調整区域課】	49
△	同【建築局調整区域課】	50
△	同【建築局調整区域課】	51
△	同【建築局調整区域課】	52
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	53
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	54
△	同【建築局建築指導課】	55
△	同【建築局建築指導課】	56
△	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	57
△	土地区画整理組合の事業計画変更の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	58
【区告示】		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【西区地域振興課】	59
△	同【西区地域振興課】	60
△	同【泉区地域振興課】	61
△	同【泉区地域振興課】	62
△	同【鶴見区地域振興課】	63
△	同【港北区地域振興課】	64
【水道局】		
△	横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	65
【医療局病院経営本部】		
△	横浜市立市民病院医業収益の収納事務の委託【市民病院医事課】	66
【教育委員会】		
△	横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】	67
△	職員の懲戒処分【東部学校教育事務所教育総務課】	69
△	同【西部学校教育事務所教育総務課】	70
【市選挙管理委員会】		
△	委員長等の氏名【選挙課】	71
【区選挙管理委員会】		
△	委員長等の氏名【金沢区】	72
△	横浜市長選挙における期日前投票所の設置【鶴見区】	73
△	同【神奈川区】	74

△	同	【西区】	75
△	同	【中区】	76
△	同	【南区】	77
△	同	【港南区】	78
△	同	【保土ヶ谷区】	79
△	同	【旭区】	80
△	同	【磯子区】	81
△	同	【金沢区】	82
△	同	【港北区】	83
△	同	【緑区】	84
△	同	【青葉区】	85
△	同	【都筑区】	86
△	同	【戸塚区】	87
△	同	【栄区】	88
△	同	【泉区】	89
△	同	【瀬谷区】	90
△	横浜市長選挙における候補者の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時【鶴見区】		91
△	同	【神奈川	92
	区】		
△	同	【西区】	93
△	同	【中区】	94
△	同	【南区】	95
△	同	【港南区	96
	】		
△	同	【保土ヶ	97
	谷区】		
△	同	【旭区】	98
△	同	【磯子区	99
	】		
△	同	【金沢区	100
	】		
△	同	【港北区	101
	】		
△	同	【緑区】	102
△	同	【青葉区	103
	】		
△	同	【都筑区	104
	】		
△	同	【戸塚区	105
	】		
△	同	【栄区】	106
△	同	【泉区】	107
△	同	【瀬谷区	108
	】		
△	横浜市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時【鶴見区】		109

△	同	【神奈川区】	110
△	同	【西区】	111
△	同	【中区】	112
△	同	【南区】	113
△	同	【港南区】	114
△	同	【保土ヶ谷区】	115
△	同	【旭区】	116
△	同	【磯子区】	117
△	同	【金沢区】	118
△	同	【港北区】	119
△	同	【緑区】	120
△	同	【青葉区】	121
△	同	【都筑区】	122
△	同	【戸塚区】	123
△	同	【栄区】	124
△	同	【泉区】	125
△	同	【瀬谷区】	126
	<b>[その他]</b>		
△	公立大学法人横浜市立大学令和2事業年度財務諸表の公告【公立大学法人横浜市立大学】		127
	<b>[正誤]</b>		128

---

## 条 例

---

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第40号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第8号」を「第19条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

---

## 規 則

---

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文 子

### 横浜市規則第50号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成27年12月横浜市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第3条第9号中ネをノとし、ヌをネとし、ニをヌとし、ナをニとし、トの次に次のように加える。

ナ 生活保護関係事務に係る要保護者等に係る公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（令和3年内閣府告示第70号）第2号に掲げる新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する情報（以下「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給関係情報」という。）

第4条中第37号を第38号とし、第36号を第37号とし、第35号を第36号とし、第34号の次に次の1号を加える。

(35) 当該保護の措置に関する事務に係る保護対象者に係る新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給関係情報  
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横 浜 市 公 園 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る  
。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 51 号

横 浜 市 公 園 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 公 園 条 例 施 行 規 則 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 11 号 ) の 一  
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 第 2 第 1 号 の 表 中 「 4,040 円 」 を 「 4,096 円 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 4 年 6 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

告示

横浜市告示第 461 号


公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。


令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

1 改刻

公印の名称	使用開始 年月日	印影
横浜市長印（港北区住民基本台帳事務専用）	令和3年 11月1日	 (縦4ミリメートル、横7ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止 年月日	印影
横浜市長印（港北区住民基本台帳事務専用）	令和3年 11月1日	 (縦4ミリメートル、横7ミリメートル)



横浜市告示第 462 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和3年7月28日	特定非営利活動法人こころの健康を考えるかも会	港南区港南台九丁目28番3号	令和3年3月31日から令和8年3月30日まで

横浜市告示第 463 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（令和3年2月横浜市告示第82号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和3年4月20日	特定非営利活動法人さくらんぼ	(新) 瀬谷区三ツ境17番地の1	令和2年1月1日から令和5年3月31日まで
		(旧) 瀬谷区三ツ境10番地の6	

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成24年9月横浜市告示第497号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和3年6月7日	特定非営利活動法人スマイルオブリック	南区六ツ川四丁目1,124番地の2	(新) 平成24年1月1日から令和8年6月30日まで
			(旧) 平成24年1月1日から平成33年6月30日まで

横浜市告示第464号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年8月1日	しんこやす耳鼻咽喉科・漢方内科	神奈川区新子安一丁目33番15号	病院又は診療所
同	スギ薬局市ケ尾店	青葉区市ケ尾町1,063番地の14	薬局
同	ハックドラッグベイタウン本牧5番街薬局	中区本牧原12番	同
同	ドリーム薬局横浜西口店	神奈川区鶴屋町2丁目23番地の2	同
同	クリエイト薬局保土ヶ谷権太坂店	保土ヶ谷区権太坂三丁目8番16号	同
同	オーケー港北店薬局	都筑区葛が谷8番	同
同	オリーブ薬局新横浜店	港北区大豆戸町1,180番地の1	同
同	ユニケア訪問看護リハビリステーション	戸塚区矢部町1,773番地の1	訪問看護
同	訪問看護リハビリステーション桜樹の森	南区通町4丁目94番地	同
同	訪問看護リハビリステーション銀鈴の詩	西区平沼一丁目1番15号	同
同	訪問看護リハビリステーション瑞穂の大地	港南区日野一丁目9番33号	同
同	訪問看護リハビリステーション銀河	鶴見区鶴見中央四丁目32番1号	同

	の詩		
同	訪問看護リハビリ ステーション銀の 舞	旭区二俣川2丁目50 番地の14	同
同	訪問看護リハビリ ステーション銀杏 の大樹	中区山下町252番地	同
同	訪問看護リハビリ ステーション花の 生活館	泉区弥生台13番地の 4	同
同	訪問看護リハビリ ステーション陽光 の大地	金沢区釜利谷東二丁 目3番10号	同
同	訪問看護リハビリ ステーション櫟の 大樹	港北区綱島西一丁目 10番10号	同
同	訪問看護リハビリ ステーション磯風 の謡	磯子区磯子三丁目8 番20号	同
同	訪問看護リハビリ ステーション青葉 の大地	青葉区しらとり台1 番地の7	同
同	訪問看護リハビリ ステーションさく ら苑	旭区笹野台一丁目1 番22号	同
同	訪問看護リハビリ ステーション水明 の大地	栄区笠間二丁目17番 4号	同
同	ウィル訪問看護ス テーションよこは ま北山田	都筑区北山田二丁目 15番5号	同

横 浜 市 告 示 第 465 号

児 童 福 祉 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 に よ る 改 正 後 の 児 童 福  
祉 法 に 基 づ く 指 定 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 機 関 の 廃 止

児 童 福 祉 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 26 年 法 律 第 47 号 ） に よ る  
改 正 後 の 児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 19 条 の 9 第 1 項 の  
規 定 に よ る 指 定 小 児 慢 性 特 定 疾 病 医 療 機 関 か ら 、 次 の と お り 業 務 を  
廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 5月31日	ひとみ薬局港南 台店	港南区港南台六丁目 33番19号	薬局

横浜市告示第 466 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和3年4月1日	合同会社キルシュバウム	ヘルパーサービスリベラ	鶴見区潮田町1丁目67番地	居宅介護、重度訪問介護
同	社会福祉法人大樹	生活介護事業所 わたげ	鶴見区江ヶ崎17番15号	生活介護
同	社会福祉法人県央福祉会	アグリシステム羽沢	神奈川区羽沢町586番地の11	生活介護
同	パーソルチャレンジ株式会社	ミラトレ横浜	神奈川区栄町5番地の1	就労定着支援
同	株式会社コルポート	C o c o r p o r t C o l l e g e 横浜北口キャンパス	神奈川区栄町5番地の1	自立訓練（生活訓練）
同	株式会社 Fast Motion	就労移行支援事業所 ルーツ横浜駅西口	神奈川区台町14番地の15	就労移行支援
同	社会福祉法人七葉会	こころ	神奈川区菅田町1,118番地の3	生活介護
同	株式会社 Rodina	リワークセンター横浜東口	西区平沼一丁目38番3号	自立訓練（生活訓練）
同	株式会社 Kaien	K a i e n 横浜	西区平沼一丁目2番20号	自立訓練（生活訓練）、就労移行

				支援
同	N P O 法人 新	中区本牧活 動ホーム	中区大和町1丁 目15番地の1	自立生活援 助
同	株式会社ゼ ネラルパー トナーズ	a t G P ジ ョブトレ横 浜	中区山下町 223 番地の1	就労移行支 援
同	一般社団法人 自立支援 推進センター	ピュアルト エンターテ イメントア カデミー	中区弁天通2丁 目29番地	就労継続支 援B型
同	合同会社寿	訪問介護 寿 上菅田	保土ヶ谷区上菅 田町 925 番地	居宅介護、 重度訪問介 護
同	アットライ ナ株式会社	あった介護	金沢区六浦南二 丁目7番29号	行動援護
同	一般社団法人 ブルースタ ー横浜	ブルースタ ー横浜	金沢区能見台通 3番1号	就労移行支 援
同	アンダンテ ワークス株 式会社	就労継続支 援B型 銀 河 戸塚	戸塚区下倉田町 390番地の1	就労継続支 援B型
同	株式会社ソ アー	さんしゃい んケアサー ビス希望が 丘	旭区中希望が丘 116番地の10	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社若 武者ケア	若武者ケア 旭事業所	旭区二俣川2丁 目56番地	居宅介護、 重度訪問介 護
同	社会福祉法 人湧翠会	虹のかけは し	旭区上川井町56 5番地	生活介護
同	N P O 法人 みどり福祉 ホーム	みどり福祉 ホームに じいろ	緑区小山町 660 番地の25	生活介護
同	合同会社つ ながるわ	つながるへ ルパー	栄区上郷町 969 番地の1	居宅介護、 重度訪問介 護
同	一般社団法人 アイルビー	アイルビー スリー	栄区小菅ヶ谷二 丁目21番18号	就労継続支 援B型
同	社会福祉法	第2つぼみ	泉区和泉中央北	生活介護

	人いずみ苗場の会	の家	二丁目20番12号	
同	社会福祉法人いずみ苗場の会	るあな	泉区和泉町2,33番地の2	生活介護
同	特定非営利活動法人でっかいそら	かざぐるま	泉区和泉町ゆめが丘土地区画整理地区6街区1	生活介護
同	千手コリーヌ株式会社	コリーヌ	都筑区葛が谷14番7号	就労継続支援B型
令和3年5月1日	有限会社エヌ企画	m a n a b y 鶴見駅前事業所	鶴見区豊岡町2番2号	就労定着支援
同	特定非営利活動法人ダイバーシティコミュニケーションズ	就労移行支援事業所ビゴ横浜	中区山下町32番地の13	就労移行支援
同	株式会社クオリード	ミライエ横浜関内	中区住吉町4丁目45番地の1	就労移行支援
同	株式会社S.T.R.A.N.D.	すこぶるケア訪問介護	保土ヶ谷区上星川三丁目22番8号	行動援護
同	株式会社オハナ・ワークス	オハナ・ワークス	保土ヶ谷区帷子町1丁目44番地	就労移行支援
令和3年6月1日	合同会社FACTOFACTE	F t F 福祉サービス	鶴見区獅子ヶ谷一丁目18番24号	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
同	株式会社エヌケイズライム	らいむ訪問介護	神奈川区青木町1番地の10	居宅介護、重度訪問介護
同	ハートアイズ合同会社	HEART EYES (ハートアイズ)	中区弥生町4丁目39番地の1	同行援護
同	特定非営利活動法人さ	ピアーズ	磯子区森五丁目2番20号	就労継続支援B型



	ぎなみ会			
同	株式会社ア ンビス	医心館 訪 問介護ステ ーション 金沢文庫	金沢区釜利谷東 二丁目3番7号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	合同会社ホ ープアンド ドリーム	就労継続支 援B型事業 所 えん東 戸塚	戸塚区名瀬町76 5番地の11	就労継続支 援B型
同	株式会社コ コルポート	C o c o r p o r t 横浜戸塚O f f i c e	戸塚区矢部町29 番地	就労定着支 援
同	株式会社ス マイルアッ プ	ヘルパーズ テーション スマイル アップ	港南区芹が谷三 丁目8番3号	同行援護
同	株式会社ソ ート・フル ネス	総合ケアス テーション 縁	旭区市沢町1,18 2番地の42	居宅介護、 重度訪問介 護
令和3年 7月1日	株式会社燦	みそらケア	鶴見区梶山一丁 目16番8号	居宅介護、 重度訪問介 護
同	パーソルチ ャレンジ株 式会社	N e u r o D i v e 横浜	神奈川区金港町 6番地の18	就労移行支 援
同	社会福祉法 人横浜共生 会	生活介護事 業所 & C O C O	西区平沼一丁目 1番12号	生活介護
同	株式会社L I T A L I C O パート ナーズ	L I T A L I C O ワー クス横浜西 口第2	西区南幸二丁目 11番7号	就労移行支 援
同	合同会社H u m a n C o n n e c t i o n	訪問介護 らふケア	中区長者町3丁 目8番地の13	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社わ くわくワー ク大石	わくわくハ ウス大石 ヒルトップ	南区唐沢33番地 の3	共同生活援 助

		Ⅱ		
同	株式会社七色飛行	エンジョイらいふ西谷	保土ヶ谷区西谷二丁目1番1号	同行援護
同	株式会社Damia	ヘルパーステーション 碧い木	保土ヶ谷区西谷四丁目6番14号	居宅介護、 重度訪問介護
同	一般社団法人みのりの里	ゆんた	港南区日野一丁目1番1号	生活介護
同	合同会社よりそい	訪問介護よりそい	旭区白根六丁目26番4号	同行援護
同	L i f e - i z 株式会社	ライフイズホームしらね	旭区白根五丁目23番2号	共同生活援助
同	一般社団法人聖羅会	さくらのこより	都筑区早渕三丁目47番2号	生活介護

横浜市告示第 467 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項に規定する指定一般相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和3年4月1日	社会福祉法人陽だまりの会	横浜精神保健福祉士事務所	港北区大豆戸町39番地	地域移行支援、地域定着支援
令和3年5月1日	株式会社サーブ	株式会社サーブ計画相談サポート	旭区今川町2番地の14	地域移行支援、地域定着支援

横浜市告示第 468 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和3年4月1日	一般社団法人キッズライン	キッズライン	鶴見区岸谷一丁目11番10号
同	一般社団法人 Omoshiro	相談支援事業所 こかげ	鶴見区本町通1丁目2番地
同	株式会社 ウェルケアサポート	相談支援事業所 快	鶴見区駒岡三丁目3番23号
同	特定非営利活動法人 元気福祉就業支援ボランティア	ふれあい相談支援事業所	西区岡野二丁目3番30号
同	一般社団法人 はる訪問看護ステーション	はる相談支援事業所	保土ヶ谷区天王町1丁目23番地の16
同	内野合同会社	内野相談支援事業所	都筑区荏田東1丁目15番9号
令和3年5月1日	社会福祉法人 幼年保護会	よこはま包摂相談支援センター	保土ヶ谷区釜台町18番2号
令和3年7月1日	社会福祉法人 白根学園	希望相談室	鶴見区矢向一丁目14番18号
同	社会福祉法人 秀峰会	相談支援センター 一銀杏の大樹	中区山下町 252番地
同	合同会社 LOCAL HITS	LOCAL ONE	瀬谷区本郷三丁目33番地の1

横浜市告示第 469 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和3年3月1日	特定非営利活動法人つむぎ会	特定非営利活動法人つむぎ会	磯子区洋光台六丁目4番10号	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
令和3年3月31日	社会福祉法人あさひ	福祉協会つるみ	鶴見区豊岡町7番10号	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
同	医療生協かながわ生活協同組合	医療生協かながわ生活協同組合ヘルパーステーションとつか	戸塚区戸塚町3,960番地	行動援護
同	とださんのケアサポート株式会社	とださんのケアサポート	泉区中田南四丁目5番2号	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
同	特定非営利活動法人横浜らんぼ	特定非営利活動法人横浜らんぼ	都筑区大丸4番26号	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
令和3年4月17日	合同会社はるかぜケアサービス	合同会社はるかぜケアサービス	保土ヶ谷区新井町412番地の3	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
令和3年4月30日	一般社団法人ソーイン	ヘルパーステーションソーイン	瀬谷区下瀬谷一丁目26番地の23	行動援護
同	一般社団法人総合福祉研究所	生活サポートのふらむ	金沢区東二丁目19番37号	居宅介護

同	一般社団法人ラヴィン・アシスタンス	キッチンた いむ	神奈川区反町 2丁目16番地 の1	就労継続支援 B型
令和3年 5月1日	合同会社T A I S E T S U	たいせつ介 護	神奈川区三ツ 沢南町20番30 号	居宅介護、重 度訪問介護
令和3年 5月31日	社会福祉法 人ル・プリ	くるみの木	旭区本村町10 5番地	就労継続支援 B型
同	特定非営利 活動法人さ ざなみ会	森の庭 わ ーく	磯子区森五丁 目2番20号	就労移行支援
同	A L S O K 介護株式会 社	アミカ青葉 介護センター	青葉区新石川 三丁目29番地 の2	居宅介護、重 度訪問介護
同	株式会社中央 防災技研	株式会社中央 防災技研 鶴見事業 所	鶴見区潮田町 1丁目8番地	居宅介護、重 度訪問介護、 同行援護
令和3年 6月30日	社会福祉法 人白根学園	自立サポー トセンター 歩	旭区白根七丁 目31番7号	宿泊型自立訓 練
同	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	横浜市福祉 サービス協 会ヘルパ ーステーション 泉	泉区和泉中央 南四丁目1番 3号	重度訪問介護
令和3年 7月1日	株式会社千 雅	訪問介護事 業所けやき	緑区上山二丁 目23番27号	行動援護、同 行援護
令和3年 7月5日	社会福祉法 人横浜市社 会事業協会	横浜市多機 能型拠点こ まち居宅サ ポート	瀬谷区二ツ橋 町489番地の 45	居宅介護、重 度訪問介護
令和3年 7月31日	株式会社M & Mケア	ケアライツ ヘルパーズ テーション	南区真金町1 丁目30番地	居宅介護、重 度訪問介護

横 浜 市 告 示 第 470 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 51 条 の 25 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 を 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和3年 2月28日	あさひ介護センター 株式会社	あさひ介護センター	青葉区市ケ尾 町 1,151 番地 の 405
令和3年 5月1日	特定非営利活動法 人市民ハート	市民ハート相談支 援事業所	西区岡野二丁 目 3 番 9 号

横浜市告示第 471 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年6月1日	藤が丘こころのクリニック	青葉区藤が丘一丁目28番地の20	病院又は診療所
同	医療法人社団 MBS 新横浜国際クリニック	港北区新横浜二丁目3番地の12	同
同	ハックドラック杉田3丁目薬局	磯子区杉田三丁目7番12号	薬局
同	ツバキ薬局	青葉区あざみ野一丁目26番地の10	同
同	ホッペ薬局 新横浜駅前店	港北区篠原町2,865番地	同
同	ウエルシア薬局 瀬谷本郷店	瀬谷区本郷四丁目33番地の1	同
同	上永谷調剤薬局	港南区上永谷二丁目22番29号	同
同	平安薬局 戸塚駅東口店	戸塚区矢部町14番地の2	同
同	ウイン調剤薬局 日吉5丁目店	港北区日吉五丁目15番45号	同
同	クリエイト薬局 羽沢横浜国大駅前店	神奈川区羽沢南二丁目44番5号	同
同	クリエイト薬局 緑さつきが丘店	緑区西八朔町356番地の3	同
同	LAメディカルステーション	神奈川区神大寺四丁目18番4号	訪問看護
同	訪問看護 れんげ草	鶴見区岸谷一丁目27番22号	同
同	マカロン訪問看護 リハビリステーション	緑区鴨居三丁目1番9号	同



	ヨン鴨居		
同	マカロン訪問看護 リハビリステーション ヨン鴨根岸	磯子区西町11番8号	同

横浜市告示第 472 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年6月1日	おおさこ心のクリニック	青葉区美しが丘五丁目35番地の2	病院又は診療
同	つるみ新栄堂薬局	鶴見区鶴見中央一丁目6番8号	薬局
同	りんどう薬局	南区南太田一丁目4番32号	同
同	薬樹薬局 綱島	港北区綱島東二丁目8番1号	同
同	カワセ薬局 希望が丘店	旭区中希望が丘94番地の22	同
同	あやめ薬局	都筑区川和町1,23番地の1	同
同	加藤薬局横浜駅西口店	西区北幸一丁目2番13号	同
同	レジーナ薬局 横浜戸部店	西区御所山町76番地	同
同	調剤薬局ツルハドッグ横浜日ノ出町駅前店	中区日ノ出町1丁目200番地	同
同	ココカラファイン薬局保土ヶ谷店	保土ヶ谷区帷子町1丁目17番地の3	同
同	加藤薬局保土ヶ谷店	保土ヶ谷区帷子町1丁目31番地	同
同	そうごう薬局 高田駅前店	港北区高田東三丁目1番8号	同
同	ひばり薬局ラピス2号店	戸塚区戸塚町8番地	同
同	ひだまり薬局	戸塚区戸塚町116番地の15	同

同	あおぞら薬局	泉区中田東二丁目 3番17号	同
同	なじみ訪問看護ス テーション	瀬谷区阿久和南三 丁目8番地の13	訪問看護

横浜市告示第 473 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年5月1日	のぞみ薬局下末吉店	鶴見区下末吉六丁目3番25号	薬局
令和3年7月1日	おおくぼ総合内科クリニック	戸塚区川上町91番地の1	病院又は診療所
同	松本クリニック	青葉区市ケ尾町518番地の1	同
同	社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷横浜病院	保土ケ谷区岩井町215番地	同
同	医療法人社団神星会 港北ニュータウン診療所	都筑区茅ヶ崎中央17番26号	同
同	さかえ薬局	栄区桂町274番地の15	薬局
同	サンドラッグ山手台薬局	泉区領家二丁目11番地の2	同
同	さとう薬局	鶴見区鶴見中央一丁目15番14号	同
同	スリーアイ薬局井田店	港北区下田町二丁目7番14号	同
同	まごころ薬局 都筑店	都筑区北山田二丁目17番3号	同
同	訪問看護リハビリステーションライフ	港北区大倉山二丁目4番13号	訪問看護

横 浜 市 告 示 第 474 号

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 の 指 定

介 護 保 険 法 ( 平 成 9 年 法 律 第 123 号 ) 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
株 式 会 社 木 下 の 介 護	リ ア ン レ ー ヴ 三 ツ 池 公 園	鶴 見 区 東 寺 尾 六 丁 目 15 番 21 号	令 和 3 年 8 月 1 日	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護

## 横 浜 市 告 示 第 475 号

## 地 籍 調 査 の 実 施

国 土 調 査 法 （ 昭 和 26 年 法 律 第 180 号 ） 第 6 条 の 4 第 1 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 次 の よ う に 地 籍 調 査 を 行 う 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 事 業 計 画 が 策 定 さ れ た 年 月 日  
令 和 3 年 5 月 11 日 策 定 、 令 和 3 年 7 月 13 日 変 更
- 2 調 査 を 行 う 者 の 名 称  
横 浜 市
- 3 調 査 地 域  
戸 塚 区 影 取 町 、 汲 沢 町 、 汲 沢 二 丁 目 、 汲 沢 三 丁 目 、 汲 沢 四 丁 目  
、 汲 沢 五 丁 目 、 汲 沢 六 丁 目 、 汲 沢 七 丁 目 、 汲 沢 八 丁 目 及 び 俣 野 町  
並 び に 汲 沢 一 丁 目 及 び 矢 部 町 の 各 一 部  
瀬 谷 区 瀬 谷 一 丁 目 、 瀬 谷 二 丁 目 、 瀬 谷 三 丁 目 、 瀬 谷 四 丁 目 、 中  
央 、 本 郷 一 丁 目 及 び 本 郷 三 丁 目 並 び に 相 沢 五 丁 目 、 相 沢 六 丁 目 、  
相 沢 七 丁 目 、 上 瀬 谷 町 、 瀬 谷 町 、 竹 村 町 、 中 屋 敷 一 丁 目 、 本 郷 二  
丁 目 、 本 郷 四 丁 目 及 び 目 黒 町 の 各 一 部
- 4 調 査 期 間  
令 和 3 年 6 月 4 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

---

公 告

---

横 浜 市 公 告 第 466 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害  
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す  
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
神 奈 川 区 西 寺 尾 二 丁 目 1,270 番 、 1,271 番 の 2 、 1,278 番 の 2  
、 1,279 番 の 2 の 各 一 部
- 2 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

## 横 浜 市 公 告 第 467 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成  
30 年 9 月 横 浜 市 公 告 第 662 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
栄 区 金 井 町 字 亀 ノ 甲 山 655 番 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去



横 浜 市 公 告 第 468 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
2 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 37 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解  
除 す る。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
栄 区 金 井 町 字 島 畑 527 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物、ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 469 号

土地改良区の役員退任の届出

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、横浜市栄区長尾台土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文子

退任した役員の住所及び氏名

役員の種類	住 所	氏 名
理 事	栄区長尾台町 240 番地	秋 本 裕

横浜市公告第 470 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月5日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
今宿籌沢第二公園	旭区今宿町 2,566番の 53	別図のとおり 442 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和3年8月 13日から令和 3年11月30日 まで
今宿筑野第四公園	旭区今宿町 2,669番の 8	別図のとおり 2,002 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和3年8月 13日から令和 3年11月30日 まで
影取公園	戸塚区影取 町47番の21	別図のとおり 148 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和3年8月 23日から令和 3年12月15日 まで

別図（省略）

## 横 浜 市 公 告 第 471 号

下 水 道 排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者 に 係 る 更 新 講 習 の 実 施  
横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 3 条 第 2 号 イ の 市 長 が 指 定 す る 下 水 道 排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者 に 係 る 更 新 講 習 が 次 の と お り 実 施 さ れ る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 講 習 日 時 及 び 場 所

令 和 3 年 10 月 27 日 及 び 28 日 の 午 前 ・ 午 後 の う ち 希 望 す る 日 時  
午 前 の 部 午 前 10 時 30 分 か ら 午 後 1 時 ま で  
午 後 の 部 午 後 2 時 30 分 か ら 午 後 5 時 ま で  
川 崎 市 川 崎 区 富 士 見 2 丁 目 5 番 2 号  
サ ン ピ ア ン か わ さ き

## 2 講 習 申 込 書 を 配 布 す る 期 間

対 象 者 に は 、 令 和 3 年 8 月 中 旬 頃 に 送 付

## 3 講 習 申 込 書 を 受 け 付 け る 期 間 及 び 場 所

申 込 書 到 着 日 か ら 令 和 3 年 9 月 10 日 ま で  
受 け 付 け る 場 所 は 講 習 申 込 書 に 記 載

## 4 講 習 申 込 手 続

講 習 申 込 書 を 郵 送 に て 提 出 す る こ と 。

## 5 講 習 に つ い て の 問 合 せ 先

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 環 境 創 造 局 下 水 道 管 路 部 管 路 保 全 課

( 電 話 番 号 ) 045-671-2829

## 横 浜 市 公 告 第 472 号

下 水 道 排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者 試 験 の 実 施

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 3 条 第 2 号 ア の 下 水 道 排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者 試 験 が 次 の と お り 実 施 さ れ る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 試 験 日 時 及 び 場 所  
令 和 3 年 11 月 3 日  
午 後 1 時 30 分 か ら 午 後 3 時 30 分 ま で  
川 崎 市 川 崎 区 富 士 見 2 丁 目 1 番 3 号  
川 崎 市 教 育 文 化 会 館  
川 崎 市 川 崎 区 富 士 見 1 丁 目 1 番 4 号  
カ ル ッ ツ か わ さ き
- 2 試 験 申 込 書 を 配 付 す る 期 間 及 び 場 所  
令 和 3 年 8 月 16 日 か ら 令 和 3 年 8 月 31 日 ま で  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 環 境 創 造 局 下 水 道 管 路 部 管 路 保 全 課
- 3 試 験 申 込 書 を 受 け 付 け る 期 間 及 び 場 所  
令 和 3 年 9 月 10 日 ま で  
( 9 月 10 日 の 消 印 が あ る も の ま で 受 付 )  
受 け 付 け る 場 所 は 試 験 申 込 書 に 記 載
- 4 試 験 申 込 手 続  
試 験 申 込 書 を 郵 送 に て 提 出 す る こ と 。
- 5 試 験 に つ い て の 問 合 せ 先  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 環 境 創 造 局 下 水 道 管 路 部 管 路 保 全 課  
( 電 話 番 号 ) 045-671-2829

## 横 浜 市 公 告 第 473 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 火 葬 場 の 市 素 案 に 係 る 公 聴 会 の 中  
止

令 和 3 年 8 月 10 日 に 横 浜 市 ホ ー ム ペ ー ジ で の 書 面 に よ る 意 見 の 公  
開 で 開 催 ( 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 拡 大 防 止 の た め の 措 置 ) を 予 定  
し て い た 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 火 葬 場 の 市 素 案 に 係 る 公 聴 会 に つ い  
て、公 述 の 申 出 が な か っ た た め、横 浜 市 都 市 計 画 公 聴 会 規 則 ( 平 成  
15 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 36 号 ) 第 9 条 の 規 定 に 基 づ き、公 聴 会 の 開 催  
を 中 止 す る。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 横 浜 市 公 告 第 474 号

マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 理 事 長 の 氏 名 及 び 住 所

マ ン シ ョ ン の 建 替 え 等 の 円 滑 化 に 関 す る 法 律 ( 平 成 14 年 法 律 第 78 号 ) 第 25 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 パ ー ク ス ク エ ア 三 ツ 沢 公 園 マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 理 事 長 の 氏 名 及 び 住 所 を 公 告 す る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 理 事 長 の 氏 名  
田 上 嘉 一
- 2 理 事 長 の 住 所  
西 区 宮 ヶ 谷 25 番 地 の 1

横 浜 市 公 告 第 475 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 桂 台 二 丁 目 中 地 区 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長      林                      文      子



## 横 浜 市 公 告 第 476 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 5 月 25 日 第 2020 開 1702 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 30 番 地 の 12  
工 藤 恒 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 30 番 の 10 の 一 部 、 30 番 の 11 、 30 番 の 12 の 一  
部 、 30 番 の 13 の 一 部 及 び 30 番 の 14 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 477 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 7 月 2 日 第 2020 開 804 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 二 俣 川 1 丁 目 43 番 地 の 10  
株 式 会 社 協 進  
代 表 取 締 役 土 谷 竜 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 本 村 町 54 番 の 5 及 び 54 番 の 46 か ら 54 番 の 51 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 478 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 12 月 25 日 第 2020 開 208 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 三 ツ 沢 西 町 17 番 13 号  
藤 卷 ト ク
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
神 奈 川 区 三 ツ 沢 西 町 162 番 の 1 、 166 番 の 1 及 び 166 番 の 3 の  
各 一 部 、 166 番 の 4 、 166 番 の 5 、 166 番 の 7 の 一 部 、 167 番 の  
17 並 び に 167 番 の 55

## 横 浜 市 公 告 第 479 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 1 月 25 日 第 2020 開 1213 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
緑 区 長 津 田 み な み 台 五 丁 目 13 番 地 の 13  
小 池 一 行
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 長 津 田 み な み 台 五 丁 目 2 番 の 27 、 2 番 の 28 、 2 番 の 30 、 2  
番 の 31 、 2 番 の 62 及 び 2 番 の 63

横 浜 市 公 告 第 480 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 3 月 30 日 第 2020 開 209 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 片 倉 一 丁 目 26 番 18 号  
山 百 合 三 枝 有 限 会 社  
代 表 取 締 役 三 枝 正 利
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
神 奈 川 区 片 倉 一 丁 目 472 番 の 1 の 一 部 、 472 番 の 10 、 472 番 の  
11 、 475 番 の 4 の 一 部 、 475 番 の 5 、 475 番 の 6 、 476 番 の 1 、  
476 番 の 2 、 476 番 の 6 か ら 476 番 の 8 、 480 番 の 5 、 480 番 の  
6 、 481 番 の 8 及 び 481 番 の 30

## 横 浜 市 公 告 第 481 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 4 月 22 日 第 2021 開 1401 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
瀬 谷 区 橋 戸 二 丁 目 29 番 地 の 1  
小 澤 利 光
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 橋 戸 二 丁 目 29 番 の 5 、 29 番 の 25 、 29 番 の 26 、 29 番 の 28 及  
び 29 番 の 29

## 横 浜 市 公 告 第 482 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 5 月 19 日 第 2021 開 1105 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12  
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 師 岡 町 107 番 の 1 か ら 107 番 の 8 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 483 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 1 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 7 月 21 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
40.24 m
- 5 指 定 の 場 所  
鶴 見 区 岸 谷 四 丁 目 1,602 番 の 33
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 あ さ ひ ハ ウ ジ ン グ セ ン タ ー  
代 表 取 締 役 香 山 裕 司



横 浜 市 公 告 第 484 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 7 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 7 月 19 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
32.24 m
- 5 指 定 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 瀬 戸 ヶ 谷 町 298 番 の 199
- 6 申 請 者 の 氏 名  
つ く み 住 研 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 大 川 義 弘

## 横 浜 市 公 告 第 485 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 8 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 7 月 21 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
7.74 m
- 5 指 定 の 場 所  
旭 区 市 沢 町 112 番 の 5 、 1,279 番 の 32 の 一 部 及 び 1,279 番 の 34  
の 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 あ さ ひ ハ ウ ジ ン グ セ ン タ ー  
代 表 取 締 役 香 山 裕 司

横 浜 市 公 告 第 486 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 11 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 7 月 19 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
17.50 m
- 5 指 定 の 場 所  
港 北 区 師 岡 町 886 番 の 16
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 エヌ ・ ジー ・ エス  
代 表 取 締 役 近 江 敏 也

## 横 浜 市 公 告 第 487 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 17 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 3 年 7 月 19 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
44.26 m
- 5 指 定 の 場 所  
青 葉 区 柿 の 木 台 29 番 の 40 、 29 番 の 42 、 29 番 の 43 、 29 番 の 46 及 び  
29 番 の 48
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 リ ハ ー ク ス  
代 表 取 締 役 佐 々 木 康 夫

## 横 浜 市 公 告 第 488 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 54 ・ 14 ・ 4 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 7 月 13 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
39.60 m
- 5 廃 止 の 場 所  
瀬 谷 区 下 瀬 谷 二 丁 目 32 番 の 13 及 び 33 番 の 17

## 横 浜 市 公 告 第 489 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 46 ・ 4 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 7 月 20 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
66.40 m
- 5 廃 止 の 場 所  
鶴 見 区 獅 子 ヶ 谷 一 丁 目 1,088 番 の 6 地 先 か ら 1,088 番 の 28 地 先  
ま で

## 横 浜 市 公 告 第 490 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 44 ・ 47 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 7 月 20 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
62.80 m
- 5 廃 止 の 場 所  
鶴 見 区 獅 子 ヶ 谷 一 丁 目 1,088 番 の 45 地 先 か ら 1,180 番 の 72 地 先  
ま で

## 横 浜 市 公 告 第 491 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 35 ・ 24 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 3 年 7 月 21 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
56.00 m
- 5 廃 止 の 場 所  
港 北 区 大 曾 根 台 14 番 の 15 地 先 から 大 曾 根 三 丁 目 104 番 の 53 地 先  
ま で



## 横 浜 市 公 告 第 492 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 理 事 の 氏 名 及 び 住 所

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 29 条 第 1 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 大 場 第 四 土 地 区 画 整 理 組 合 か ら 、 次 の と お り 理 事 の 氏 名 及  
び 住 所 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 退 任 し た 理 事

氏 名	住 所
白 井 務	青 葉 区 大 場 町 384 番 地 の 28

## 横 浜 市 公 告 第 493 号

## 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 変 更 の 縦 覧

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 大 場 第 四 土 地 区 画 整 理 組 合 か ら 事 業 計 画 変 更 の 認 可 申 請 が あ っ た の で 、 同 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 20 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り そ の 事 業 計 画 を 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 事 業 計 画 に つ い て 意 見 が あ る 利 害 関 係 者 は 、 縦 覧 期 間 の 満 了 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 2 週 間 を 経 過 す る 日 ま で に 、 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 縦 覧 期 間  
令 和 3 年 8 月 6 日 か ら 令 和 3 年 8 月 19 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 市 街 地 整 備 推 進 課
- 3 縦 覧 時 間  
午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で

区告示

西区告示第2号（令和3年7月14日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、浅間町四丁目東睦会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月14日

横浜市西区長 寺岡洋志

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	塩瀬 紘一 西区浅間町4丁目34 0番地6塩瀬ビル70 1	白井 真一 西区浅間町4丁目33 2番6-207

西 区 告 示 第 3 号 ( 令 和 3 年 7 月 14 日 掲 示 済 )

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 藤 棚 町 2 丁 目 東 部 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 7 月 14 日

横 浜 市 西 区 長 寺 岡 洋 志

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	秋 山 量 己 西 区 藤 棚 町 2 丁 目 19 0 番 地	井 上 和 義 西 区 藤 棚 町 2 丁 目 17 8 番 地

泉区告示第15号（令和3年7月19日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、陣屋自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月19日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	西河七吉 泉区和泉町 2,253 番 地の10	新川誠三 泉区和泉が丘三丁目 16番31号

泉区告示第16号（令和3年7月19日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、赤坂自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月19日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	三 沢 俊 哉 泉区和泉町 1,012 番 地の49	高 橋 智 広 泉区和泉町 1,048 番 地の8

鶴見区告示第10号（令和3年7月20日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、下野谷町三丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月20日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	永 井 和 男 鶴見区下野谷町3丁 目99番地	今 関 悦 夫 鶴見区下野谷町3丁 目93番地

港北区告示第3号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき岸根町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月5日

横浜市港北区長 鵜澤 聡 明

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	浜田 正 二 港北区岸根町 644 番 地	三田 敏 幸 港北区岸根町 402 番 地



---

## 水 道 局

---

横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年8月5日

横浜市水道事業管理者

水道局長 大久保 智 子

水道局規程第12号

横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和36年5月水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、避難勧告」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

**医 療 局 病 院 経 営 本 部**

---

医 療 局 病 院 経 営 本 部 告 示 第 5 号

横 浜 市 立 市 民 病 院 医 業 収 益 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 公 営 企 業 法 （ 昭 和 27 年 法 律 第 292 号 ） 第 33 条 の 2 の 規 定 に よ  
り、 横 浜 市 立 市 民 病 院 医 業 収 益 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者

病 院 経 営 本 部 長 平 原 史 樹

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 ソ ラ ス ト 横 浜 支 社 長 村 野 瑞 樹	神 奈 川 区 金 港 町 1 丁 目 7 番 地	令 和 2 年 5 月 1 日 か ら 令 和 5 年 3 月 31 日 ま で

## 教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第8号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表日限山中学校の部南舞岡小学校の項中「1,989番地まで」の次に「、2,008番地」を加え、同表田奈中学校の部いぶき野小学校の項中「1,865番地」の次に「、1,889番地」を加え、同表鴨居中学校の部竹山小学校の項中「鴨居町」を「鴨居七丁目、鴨居町」に改め、「3番地、4番地（竹山団地1,401号棟から1,404号棟まで）、5番地（竹山団地1,501号棟）、6番地から8番地まで、15番地、16番地」を削り、同部緑小学校の項中「、鴨居七丁目、竹山一丁目1番地、2番地、4番地（竹山団地1,401号棟から1,404号棟までを除く。）、5番地（竹山団地1,501号棟を除く。）、9番地から14番地まで、17番地から21番地まで」を削り、同表汲沢中学校の部葛野小学校の項中「8番まで、9番1号から9番9号」を「7番」に改め、同表名瀬中学校の部川上北小学校の項中「766番地の1」の次に「、766番地の4」を加え、同表南戸塚中学校の部下郷小学校の項中「1,457番地」を「1,458番地」に改め、同表中和田中学校の部左欄及び中和田小学校の項中「9番8号から9番14号」を「9番6号から9番15号」に改め、同表中田中学校の部中田小学校の項中「中田東三丁目1番から4番まで」の次に「、10番1号」を、「10番19号」の次に「から10番の終わりまで」を加え、「9番10号から9番14号まで、10番」を「8番」に改め、同表領家中学校の部西が岡小学校の項中「661番地」を「662番地」に改め、同表南瀬谷中学校の部南瀬谷小学校の項中「、27番地の18」を「から27番地の20まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の規定(通学区域の変更に係る部分に限る。)は、この規則の施行の日以後に当該通学区域に係る横浜市立小学校又は横浜市立中学校(以下「市立学校」という。)に就学する者(転入学する者を含み、同日前から引き続き学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項の規定により当該市立学校に指定されている者を除く。)について適用し、同日前から引き続き同項の規定により当該市立学校に指定されている者については、なお従前の例による。

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 9 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 3 年 7 月 15 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 本 牧 小 学 校	教 諭	橋 本 卓 哉	免 職

横浜市教育委員会公告第10号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により、次の者を令和3年7月15日懲戒処分に付した。

令和3年8月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立橘中学校	臨時的任用職員	鈴木 勇 太	停職1箇月

---

市 選 挙 管 理 委 員 会

---

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 10 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 3 年 7 月 31 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 菅 野 義 矩

委 員 長

菅 野 義 矩

委 員 長 職 務 代 理 者

齊 藤 雅 英

---

区 選 挙 管 理 委 員 会

---

金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 3 年 7 月 20 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 保 坂 一 成

委 員 長

保 坂 一 成

委 員 長 職 務 代 理 者

矢 野 順 一



鶴見区選挙管理委員会告示第3号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市鶴見区選挙管理委員会  
委員長 木村 泰一郎

所在地	名称	投票日	投票時間
鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	横浜市鶴見区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
鶴見区鶴見中央一丁目31番2号	鶴見中央コミュニティハウス	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで

神奈川区選挙管理委員会告示第3号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市神奈川区選挙管理委員会  
委員長 鈴木 鹿市郎

所在地	名称	投票日	投票時間
神奈川区広台太田町3番地の8	横浜市神奈川区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
神奈川区神大寺二丁目28番18号	横浜市神大寺地区センター	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで

西区選挙管理委員会告示第5号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市西区選挙管理委員会  
委員長 瀬尾政宏

所在地	名称	投票日	投票時間
西区中央一丁目 5番10号	横浜市西区 役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
西区岡野一丁目 6番41号	横浜市西公 会堂	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで

中区選挙管理委員会告示第4号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市中区選挙管理委員会  
委員長 高島 清

所在地	名称	投票日	投票時間
中区日本大通35番地	横浜市中区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
中区本牧原16番1号	横浜市本牧地区センター	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで

## 南区選挙管理委員会告示第2号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市南区選挙管理委員会  
委員長 堀 口 弘 之

所在地	名 称	投 票 日	投 票 時 間
南区浦舟町2丁目33番地	横浜市南区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
南区弘明寺町26番地の1	横浜市南区図書館	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで

港南区選挙管理委員会告示第2号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市港南区選挙管理委員会  
委員長 長谷川 勝 保

所在地	名称	投票日	投票時間
港南区港南四丁目2番10号	横浜市港南区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
港南区港南台三丁目3番1号	港南台214ビル	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで

## 保土ヶ谷区選挙管理委員会告示第2号

## 横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会  
委員長 山本俊明

所在地	名称	投票日	投票時間
保土ヶ谷区川辺町2番地の9	横浜市保土ヶ谷区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
保土ヶ谷区月見台37番1号	イコットハウス	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで

## 旭区選挙管理委員会告示第2号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市旭区選挙管理委員会  
委員長 篠崎啓史

所在地	名称	投票日	投票時間
旭区鶴ヶ峰一丁目4番地の12	横浜市旭区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
旭区二俣川1丁目3番地	横浜市旭区民文化センター	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで



磯子区選挙管理委員会告示第3号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市磯子区選挙管理委員会  
委員長 原 國 晃

所在地	名称	投票日	投票時間
磯子区三丁目5番1号	横浜市磯子区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
磯子区洋光台五丁目2番1号	横浜こども科学館	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで

## 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 期 日 前 投 票 所 の 設 置

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 期 日 前 投 票 所 を 、  
次 の と お り 設 け る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 保 坂 一 成

所在地	名 称	投 票 日	投 票 時 間
金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 9 番 1 号	横 浜 市 金 沢 区 役 所	8 月 9 日 から 8 月 21 日 まで	午 前 8 時 30 分 から 午 後 8 時 まで
金 沢 区 長 浜 106 番 地 の 8	横 浜 市 金 沢 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	8 月 9 日 から 8 月 21 日 まで	午 前 9 時 30 分 から 午 後 8 時 まで
金 沢 区 瀬 戸 22 番 2 号	横 浜 市 立 大 学	8 月 18 日 から 8 月 19 日 まで	午 前 9 時 30 分 から 午 後 8 時 まで

港北区選挙管理委員会告示第3号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市港北区選挙管理委員会  
委員長 片川健治

所在地	名称	投票日	投票時間
港北区大豆戸町 26番地の1	横浜市港北 区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
港北区日吉本町 一丁目11番13号	横浜市日吉 地区センタ ー	8月9日から 8月14日まで	午前9時30分から 午後8時まで
港北区師岡町70 0番地	トレッサ横 浜	8月15日から 8月21日まで	午前10時から午後 8時まで

緑区選挙管理委員会告示第2号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市緑区選挙管理委員会  
委員長 庄 司 優

所在地	名称	投票日	投票時間
緑区寺山町 118番地	横浜市緑区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
緑区長津田二丁目10番4号	横浜市緑消防署長津田消防出張所	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで

青葉区選挙管理委員会告示第2号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市青葉区選挙管理委員会  
委員長 高橋俊雄

所在地	名称	投票日	投票時間
青葉区市ケ尾町 31番地の4	横浜市青葉 区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
青葉区あざみ野 二丁目3番地の 2	横浜市山内 地区センタ ー	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで
青葉区青葉台二 丁目1番地の1	青葉台東急 スクエア	8月19日から 8月21日まで	午前10時から午後 8時まで

都筑区選挙管理委員会告示第2号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市都筑区選挙管理委員会  
委員長 細野正隆

所在地	名称	投票日	投票時間
都筑区茅ヶ崎中央32番1号	横浜市都筑区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
都筑区中川中央一丁目26番6号	横浜農業協同組合都筑中川支店	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで

## 戸塚区選挙管理委員会告示第5号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市戸塚区選挙管理委員会  
委員長 鈴木 巖

所在地	名称	投票日	投票時間
戸塚区戸塚町16番地の17	横浜市戸塚区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
戸塚区品濃町537番地の1	西武東戸塚店	8月9日から 8月21日まで	午前10時から午後 8時まで

栄区選挙管理委員会告示第3号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市栄区選挙管理委員会  
委員長 中田慶明

所在地	名称	投票日	投票時間
栄区桂町 303 番地 の 19	横浜市栄区 役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
港南区港南台三 丁目 3 番 1 号	港南台 2 1 4 ビル	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで



泉区選挙管理委員会告示第3号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市泉区選挙管理委員会  
委員長 與 倉 光 男

所在地	名称	投票日	投票時間
泉区和泉中央北五丁目1番1号	横浜市泉区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
泉区中田北一丁目9番14号	横浜市立場地区センター	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで

瀬谷区選挙管理委員会告示第4号

横浜市長選挙における期日前投票所の設置

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和3年8月5日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会  
委員長 二階堂 一 巳

所在地	名称	投票日	投票時間
瀬谷区二ツ橋町 190番地	横浜市瀬谷 区役所	8月9日から 8月21日まで	午前8時30分から 午後8時まで
瀬谷区瀬谷三丁 目18番の1	横浜市瀬谷 地区センタ ー	8月9日から 8月21日まで	午前9時30分から 午後8時まで

鶴見区選挙管理委員会告示第4号

横浜市長選挙における候補者の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和3年8月5日

横浜市鶴見区選挙管理委員会  
委員長 木村 泰一郎

1 場 所

横浜市鶴見区役所

2 日 時

令和3年8月8日午後5時10分

## 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 神 奈 川 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 鈴 鹿 市 郎

## 1 場 所

横 浜 市 神 奈 川 区 役 所

## 2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 10 分

西 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 6 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 瀨 尾 政 宏

1 場 所

横 浜 市 西 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 30 分

中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 5 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 高 島 清

1 場 所

横 浜 市 中 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 30 分

南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 堀 口 弘 之

1 場 所

横 浜 市 南 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 30 分

港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 長 谷 川 勝 保

1 場 所

横 浜 市 港 南 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 30 分



## 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 山 本 俊 明

## 1 場 所

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 役 所

## 2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 10 分

旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 篠 崎 啓 史

1 場 所

横 浜 市 旭 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 15 分

## 磯子区選挙管理委員会告示第4号

横浜市長選挙における候補者の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和3年8月5日

横浜市磯子区選挙管理委員会  
委員長 原 國 晃

## 1 場 所

横浜市磯子区役所

## 2 日 時

令和3年8月8日午後5時10分

## 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 5 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 保 坂 一 成

## 1 場 所

横 浜 市 金 沢 区 役 所

## 2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 10 分

## 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 片 川 健 治

## 1 場 所

横 浜 市 港 北 区 役 所

## 2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 10 分

## 緑区選挙管理委員会告示第3号

横浜市長選挙における候補者の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和3年8月5日

横浜市緑区選挙管理委員会  
委員長 庄 司 優

## 1 場 所

横浜市緑区役所

## 2 日 時

令和3年8月8日午後5時10分

## 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 高 橋 俊 雄

## 1 場 所

横 浜 市 青 葉 区 役 所

## 2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 10 分

## 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 細 野 正 隆

## 1 場 所

横 浜 市 都 筑 区 役 所

## 2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 30 分



## 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 6 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 鈴 木 巖

## 1 場 所

横 浜 市 戸 塚 区 役 所

## 2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 15 分

## 栄区選挙管理委員会告示第4号

横浜市長選挙における候補者の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和3年8月5日

横浜市栄区選挙管理委員会  
委員長 中 田 慶 明

## 1 場 所

横浜市栄区役所

## 2 日 時

令和3年8月8日午後5時10分

## 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 候 補 者 の 氏 名 等 の 掲 示 順 序 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 投 票 所 内 等 の 候 補  
者 の 氏 名 等 の 掲 示 の 掲 載 順 序 を 定 め る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、  
次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 與 倉 光 男

## 1 場 所

横 浜 市 泉 区 役 所

## 2 日 時

令 和 3 年 8 月 8 日 午 後 5 時 10 分

## 瀬谷区選挙管理委員会告示第5号

横浜市長選挙における候補者の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における投票所内等の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和3年8月5日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会  
委員長 二階堂 一 巳

## 1 場 所

横浜市瀬谷区役所

## 2 日 時

令和3年8月8日午後5時30分

## 鶴見区選挙管理委員会告示第5号

横浜市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場  
所及び日時

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における開票立会人を定め  
るくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和3年8月5日

横浜市鶴見区選挙管理委員会  
委員長 木村 泰一郎

## 1 場 所

横浜市鶴見区役所

## 2 日 時

令和3年8月19日午後5時10分

神奈川区選挙管理委員会告示第5号

横浜市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場  
所及び日時

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における開票立会人を定め  
るくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和3年8月5日

横浜市神奈川区選挙管理委員会  
委員長 鈴 鹿 市 郎

1 場 所

横浜市神奈川区役所

2 日 時

令和3年8月19日午後5時10分

西 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 7 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場  
所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 瀬 尾 政 宏

1 場 所

横 浜 市 西 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 19 日 午 後 5 時 10 分

中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 6 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場  
所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 高 島 清

1 場 所

横 浜 市 中 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 19 日 午 後 5 時 30 分



## 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場  
所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 堀 口 弘 之

## 1 場 所

横 浜 市 南 区 役 所

## 2 日 時

令 和 3 年 8 月 19 日 午 後 5 時 10 分

## 港南区選挙管理委員会告示第4号

横浜市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和3年8月5日

横浜市港南区選挙管理委員会  
委員長 長谷川 勝 保

## 1 場所

横浜市港南区役所

## 2 日時

令和3年8月19日午後5時10分

保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場  
所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 山 本 俊 明

1 場 所

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 19 日 午 後 5 時 10 分

旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場  
所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 篠 崎 啓 史

1 場 所

横 浜 市 旭 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 19 日 午 後 5 時 15 分

磯子区選挙管理委員会告示第5号

横浜市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場  
所及び日時

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における開票立会人を定め  
るくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和3年8月5日

横浜市磯子区選挙管理委員会  
委員長 原 國 晃

1 場 所

横浜市磯子区役所

2 日 時

令和3年8月19日午後5時10分

金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 6 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場  
所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 保 坂 一 成

1 場 所

横 浜 市 金 沢 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 19 日 午 後 5 時 10 分

## 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 5 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場  
所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 港 北 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 片 川 健 治

## 1 場 所

横 浜 市 港 北 区 役 所

## 2 日 時

令 和 3 年 8 月 19 日 午 後 5 時 10 分

緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場  
所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 庄 司 優

1 場 所

横 浜 市 緑 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 19 日 午 後 5 時 10 分



青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場  
所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 高 橋 俊 雄

1 場 所

横 浜 市 青 葉 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 19 日 午 後 5 時 10 分

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場  
所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 細 野 正 隆

1 場 所

横 浜 市 都 筑 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 19 日 午 後 5 時 15 分

戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 7 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場  
所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 戸 塚 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 鈴 木 巖

1 場 所

横 浜 市 戸 塚 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 19 日 午 後 5 時 10 分

栄区選挙管理委員会告示第5号

横浜市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和3年8月5日

横浜市栄区選挙管理委員会  
委員長 中 田 慶 明

1 場 所

横浜市栄区役所

2 日 時

令和3年8月19日午後5時10分

泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 5 号

横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う 場  
所 及 び 日 時

令 和 3 年 8 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 長 選 挙 に お け る 開 票 立 会 人 を 定 め  
る く じ を 行 う 場 所 及 び 日 時 を 、 次 の と お り 定 め る 。

令 和 3 年 8 月 5 日

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 與 倉 光 男

1 場 所

横 浜 市 泉 区 役 所

2 日 時

令 和 3 年 8 月 19 日 午 後 5 時 10 分

## 瀬谷区選挙管理委員会告示第6号

横浜市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和3年8月5日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会  
委員長 二階堂 一 巳

## 1 場所

横浜市瀬谷区役所

## 2 日時

令和3年8月19日午後5時30分

---

その他

---

公立大学法人横浜市立大学公告第2号

公立大学法人横浜市立大学令和2事業年度財務諸表の公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規定により、公立大学法人横浜市立大学令和2事業年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

令和3年8月5日

公立大学法人横浜市立大学  
理事長 小山内 いづ美

正 誤

令和3年定期第67号79ページ上から6行目「横浜市人事委員会規則第15号」は「横浜市人事委員会規則第16号」の誤り。

令和3年定期第67号80ページ上から6行目「横浜市人事委員会規則第16号」は「横浜市人事委員会規則第17号」の誤り。

令和3年定期第68号84ページ上から6行目「横浜市人事委員会規則第13号」は「横浜市人事委員会規則第14号」の誤り。

令和3年定期第68号85ページ上から6行目「横浜市人事委員会規則第14号」は「横浜市人事委員会規則第15号」の誤り。

令和3年定期第67号82ページ表中

「

事案	局長決裁事項	契約部長専決事項	契約第一課長 ・第二課長専決事項
----	--------	----------	---------------------

」

は

「

事案	局長決裁事項	契約部長専決事項	契約第一課長 ・契約第二課長専決事項
----	--------	----------	-----------------------

」

の誤り。

令和3年定期第73号60ページ1行目「磯子区選挙管理委員会告示第1号」は「磯子区選挙管理委員会告示第2号」の誤り。